

亀山市告示第85号

亀山市放置自転車等の適正な移動等に関する要綱（平成26年亀山市告示第137号）第5条第3項の規定により放置自転車等を保管したので、同告示第6条第1項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該放置自転車等の利用者等は、亀山市建設部用地管理室に申し出てください。

平成27年4月10日

亀山市長 櫻井義之

- 1 放置自転車等の型式 第一種原動機付自転車
- 2 車体番号 不明
- 3 保管場所 市営住山住宅B62
- 4 保管期間 平成27年4月6日から同年7月31日まで
- 5 保管期間を経過した場合においては、処分を行う。
- 6 その他の事項
 - (1) 色 白
 - (2) 登録番号 津市に 8227